



PRESS RELEASE



令和8年9月28日

神崎市建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」により、下記のとおり指名停止を行います。

記

1. 対象業者、登録業種

対象業者：株式会社大林組 代表取締役社長 佐藤 俊美
(東京都港区南2丁目15-2)

市の登録：株式会社大林組 九州支店
支店長 土山 元治

(福岡県福岡市中央区天神1-14-18)

登録業種：土木一式工事－特A級、建築一式工事－A級、水道施設工事－登録

2. 指名停止の理由

株式会社大林組が、共同企業体の代表者として請け負った山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事において、令和6年12月25日、鯉沢労働基準監督署による立ち入り検査を受け、同年10月4日に発生した作業員に対する労働災害発生状況に関して虚偽の陳述をした。

この件について、令和8年3月24日、鯉沢簡易裁判所から同社及び同社の社員2名が労働安全衛生法違反で略式命令(いずれも罰金20万円)を受け、その刑が確定している。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和8年7月24日に関東地方整備局長から指示処分を受けた。

3. 指名停止期間

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、停止期間は、1か月以上9か月以内の範囲内で措置する。

また、「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置基準」第3条第1項により1か月とする。

令和8年9月28日～令和8年10月27日(1か月)

4. 令和5・6・7年度市発注実績

令和5年度 実績なし

令和6年度 実績なし

令和7年度 実績なし

本件に関する問合せ先

神崎市役所 総務企画部
財政課 契約管財係
直通:0952-37-0101
mail:zaisei@city.kanzaki.lg.jp

▼神崎市HP

